

平成24年分

# 確定申告が始まります

所得税・消費税などの確定申告

「確定申告書」は、ご自分で作成し、名寄税務署窓口に参加、または、郵送でお早めに提出願います。  
また、便利なe-Taxをご利用ください。

●確定申告指導・申告書の受付期間	
・所得税	2月18日(月)～3月15日(金)
・贈与税	2月1日(金)～3月15日(金)
・消費税等	4月1日(月)まで
●申告会場・時間	
名寄税務署 2階会議室	
9:00～17:00	
※土・日曜、祝日を除く	
☎01654②2157	



住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内しますので、「案

内ハガキ」と関係書類を持参してください。「案内ハガキ」が送付されなかった方も申告の必要がある場合は来庁ください。  
※申告受付資料などの都合により、住所が名寄市風連町の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。(申告の受付は土・日を除きます)

●申告受付期間・場所  
2月18日(月)～3月15日(金)  
・税務課市民税係  
名寄庁舎 2階  
・地域住民課総務税務係  
風連庁舎 1階

▼申告に必要なもの  
①案内ハガキ、印鑑  
②給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払調書  
③営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書  
(なお「案内ハガキ」が届いていない場合は税務署での申告をお願いします)

- ④生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書
- ⑤医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等
- ⑥国民年金保険料等の控除証明書
- ⑦身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書(※)、療育手帳、精神保健福祉手帳等
- ⑧所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

今回の申告により平成25年度住民税額が決定する時期は、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。



問い合わせ  
市役所名寄庁舎2階 税務課市民税係  
☎01654③2111  
(内線320153203)

## ※障害者控除対象者認定書 申請窓口：高齢介護課介護保険係

次に該当する方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

- ①65歳以上で要介護認定を受けている方
- ②65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

## ●おむつ使用確認書(医療費控除の対象になります) 申請窓口：高齢介護課介護保険係

要介護認定を受けていて、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に対して「おむつ使用確認書」を発行します。申請の際には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方
- ③主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性が あること」の2点が確認できる方



以上の事由について、対象者あるいはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、認定書または確認書をお持ちのうえ申告してください。